

令和6年11月18日
建設常任委員会資料

令和6年12月定例県議会提出予定議案

土 木 部

事 件 決 議

1 フェニックス事業用地A-4ブロックの処分

フェニックス事業用地A-4ブロックを、次のとおり処分しようとする。

1 処分しようとする物件の表示

土地 尼崎市船出12番5

面積 31,172.13平方メートル

2 処分予定価格

2,410,000,000円

3 処分の相手方

東大阪市西石切町五丁目1番22号

吉田鋼業株式会社

代表取締役 吉田 清

2 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区美^{みの}囊^の川^が橋^わ上部工事請負契約の変更

第359回兵庫県議会において議決のあった、第92号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区美^{みの}囊^の川^が橋^わ上部工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区美^{みの}囊^の川^が橋^わ上部工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
1,607,980,000円	1,654,409,900円	46,429,900円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
146,180,000円	150,400,900円	4,220,900円

3 契約の相手方

大阪市中央区本町4-3-9

横河^{よこがわ}NSエンジニアリング・IHIインフラシステム特別共同企業体

(代表者)

株式会社横河^{よこがわ}NSエンジニアリング 大阪営業部

大阪営業部長 高瀬^{たかせ} 直弘^{なおひろ}

(構成員)

株式会社IHIインフラシステム事業戦略本部戦略第1部

次長 寺崎^{てらさき} 博道^{ひろみち}

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

3 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期新諸寄第1・第2トンネル（仮称）建設工事請負契約の変更

第359回兵庫県議会において議決のあった、第93号議案 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期新諸寄第1・第2トンネル（仮称）建設工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

一般国道178号浜坂道路Ⅱ期新諸寄第1・第2トンネル（仮称）建設工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
6,692,356,000円	7,312,108,100円	619,752,100円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
608,396,000円	664,737,100円	56,341,100円

3 契約の相手方

神戸市中央区下山手通3丁目12番1号

大成・ノバック・窪田特別共同企業体

（代表者）

大成建設株式会社神戸支店

支店長 櫻井 信一

（構成員）

・株式会社ノバック

代表取締役社長 立花 充

・窪田工業株式会社

代表取締役 窪田 昌実

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

4 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期浜坂第2トンネル（仮称）建設工事（西工区）請負契約の変更

第361回兵庫県議会において議決のあった、第159号議案 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期浜坂第2トンネル（仮称）建設工事（西工区）に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

一般国道178号浜坂道路Ⅱ期浜坂第2トンネル（仮称）建設工事（西工区）

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
6,841,514,900円	7,379,482,000円	537,967,100円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
621,955,900円	670,862,000円	48,906,100円

3 契約の相手方

おのえどおり
神戸市中央区小野柄通3丁目2番22号

ひろちく おおぎほう
三井住友・広築・大給特別共同企業体

(代表者)

三井住友建設株式会社神戸営業所

あおき よしみち
所長 青木 良道

(構成員)

ひろちく
・株式会社広築

なかぼやし やすし
代表取締役社長 中林 康

おおぎゆうぐみ
・株式会社大給組

おおぎゆう あやこ
代表取締役 大給 文子

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

5 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道175号AB-3ランプ橋上部 工事請負契約の変更

第365回兵庫県議会において議決のあった、第108号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道175号AB-3ランプ橋上部工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道175号AB-3ランプ橋上部工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
758,397,200円	772,240,700円	13,843,500円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
68,945,200円	70,203,700円	1,258,500円

3 契約の相手方

兵庫県尼崎市西川二丁目15番13号

極東興和株式会社 兵庫営業所

所長 中村 和暉

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

6 都市計画道路尼崎宝塚線（阪急立体工区）道路改良工事（その1）請負契約の変更

第366回兵庫県議会において議決のあった、第177号議案 都市計画道路尼崎宝塚線（阪急立体工区）道路改良工事（その1）に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

都市計画道路尼崎宝塚線（阪急立体工区）道路改良工事（その1）

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
1, 173, 920, 000円	1, 213, 931, 400円	40, 011, 400円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
106, 720, 000円	110, 357, 400円	3, 637, 400円

3 契約の相手方

兵庫県南あわじ市阿方^{あましもち}下町261番地2

坂本^{さかもと}・三原^{みはら}開発特別共同企業体

（代表者）

株式会社坂本^{さかもと}建設^{けんせつ}

代表取締役 安田^{やすだ} 勝彦^{かつひこ}

（構成員）

三原^{みはら}開発^{かいぱつ}株式会社

代表取締役 白濱^{しらはま} 吉文^{よしふみ}

4 変更の理由

「令和6年3月適用の公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について」（令和6年2月22日土木部長通知）の運用に基づき、契約金額を増額する。

7 二級河川^{しんかわ}新川水系新川 新川・東川^{ひがしがわ}統合排水機場本体工事（下部工） 請負契約の変更

第367回兵庫県議会において議決のあった、第99号議案 二級河川^{しんかわ}新川水系新川 新川・東川^{ひがしがわ}統合排水機場本体工事（下部工）に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

二級河川^{しんかわ}新川水系新川 新川・東川^{ひがしがわ}統合排水機場本体工事（下部工）

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
5,196,620,000円	5,259,809,500円	63,189,500円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
472,420,000円	478,164,500円	5,744,500円

3 契約の相手方

神戸市中央区栄町通4丁目1-11

^{とびしま}飛島・吉田・松田特別共同企業体

（代表者）

^{とびしま}飛島建設株式会社神戸営業所

所長 ^{つしの}辻野 ^{まきひろ}雅敬

（構成員）

・株式会社吉田組

代表取締役社長 ^{つばさか}壺阪 ^{ひろあき}博昭

・株式会社松田組

代表取締役社長 ^{まつだ}松田 ^{よしお}好生

4 変更の理由

「令和6年3月適用の公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について」（令和6年2月22日土木部長通知）の運用に基づき、契約金額を増額する。

8 一般国道178号^{はまさかどうろ}浜坂道路Ⅱ期^{いぐみ}居組トンネル（仮称）建設工事請負契約の

締結

一般国道178号^{はまさかどうろ}浜坂道路Ⅱ期^{いぐみ}居組トンネル（仮称）建設工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

一般国道178号^{はまさかどうろ}浜坂道路Ⅱ期^{いぐみ}居組トンネル（仮称）建設工事

2 契約金額

9,116,096,000円

3 契約の相手方

大阪市福島区福島六丁目2番6号

^{あんどう}安藤・^{はざま}間・^{きちだ}吉田・^{もと}株本特別共同企業体

（代表者）

株式会社^{あんどう}安藤・^{はざま}間 大阪支店

執行役員支店長 ^{いづか}飯塚 ^{ひろと}泰人

（構成員）

・株式会社^{よしだぐみ}吉田組

代表取締役社長 ^{つばさか}壺阪 ^{ひろあき}博昭

・株式会社^{もとけんせつこうぎょう}株本建設工業株式会社

代表取締役社長 ^{かのもと}株本 ^{ひろし}寛

4 工事の概要

(1) 施工場所

美方郡新温泉町^{いぐみ}居組

(2) 工事内容

施工延長 L=1338m 幅員 W=7.0(12.0)m

(3) 工期

令和10年1月31日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

一般競争入札（総合評価落札方式）

※価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定

- (2) 入札参加者数
12者 (ほか無効1者)
- (3) 最低入札金額
9,116,096,000円
- (4) 最高入札金額
9,128,240,000円

9 公共施設等運営権の設定

公共施設等運営権を次のとおり設定しようとする。

1 公共施設等の名称

兵庫県立但馬飛行場

2 公共施設等運営権者

(1) 所在地及び名称

豊岡市岩井字河谷1598番地の34

但馬空港ターミナル株式会社

代表取締役社長 桐山 徹郎

(2) 設定理由

但馬空港の開港以来、県と密接な連携のもと但馬空港の運営に携わり、保安・安全対策に関する豊富な知識・経験を有していることに加え、空港基本施設等の管理・運用を実施できる体制が整っている。また、関係機関や地元と連携し、集客力の高い企画を実施する等、優れた管理運営を行ってきた実績を有しており、引き続き、安全で確実な空港の管理運営が期待できる。

3 公共施設等運営権の存続期間

公共施設等運営権設定の日から令和12年3月31日まで

4 公共施設等の立地並びに規模

(1) 事業場所

兵庫県豊岡市上佐野及びその周辺

(2) 対象施設

滑走路、ターミナルビル、駐車場、空港公園など、飛行場の管理範囲にある空港設置者が所有する施設と全ての土地

5 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容

(1) 空港運営等事業

空港基本施設等の維持管理業務、空港基本施設等の運営業務、着陸料等の設定及び国土交通大臣への届出並びにその収受

(2) 空港航空保安施設運営等事業

空港航空保安施設の維持管理業務、空港航空保安施設の運営業務、空港航空保安施設の使用料金を設定する場合、国土交通大臣及び県への届出並びにその収受

(3) 環境対策業務

(4) その他附帯する事業

運営権者が実施義務を負う事業・業務(ターミナルビル事業等)、運営権者が任意で行う事業・業務、利用料金の設定及びその収受

10 専決処分の承認（天上川の蔦による汚損被害損害賠償）

神戸市東灘区岡本一丁目地先の二級河川天上川水系天上川において、河川区域内から伸びた蔦により、隣接土地の建物外壁に汚損被害が発生した。

早期に被害建物の原状回復を図るため、下記のとおり和解し、早期に解決することとした。

記

令和5年12月8日から鋭意示談交渉を進めてきたところ、示談が成立した。

なお、和解については、被害建物の早期修復のために特に緊急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、以下のとおり専決処分を行ったところであり、次の県議会において報告し、承認を求める。

【損害賠償概要】

- | | |
|---------|--------------|
| 1 専決処分日 | 令和6年10月31日 |
| 2 河川名 | 二級河川天上川水系天上川 |
| 3 発生場所 | 神戸市東灘区岡本1丁目 |
| 4 相手方 | |
| 5 損害額 | 1,650,000円 |
| 6 過失割合 | 県5割、相手方5割 |

【理由】

河川区域内からの蔦が隣接建物外壁に侵食したことにより汚損被害が発生したことは、河川管理者として蔦の除去などの管理を怠っていたことが原因であるが、相手方も蔦が繁茂していることを知り得ながら予防措置を怠っていたため、双方、年1、2回の管理を行っていれば被害の発生は防げたことから、県の過失割合を5割とする。

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 7 損害賠償額 | 825,000円〔1,650,000円(損害額)×1/2(過失割合)〕 |
|---------|-------------------------------------|

11 専決処分の承認（天神川氾濫災害被災者への補償）

令和5年5月8日に伊丹市荒牧地区で発生した天神川氾濫災害について、天神川氾濫災害補償委員会から県が被災者に対して損害額を補償すべきであること及び補償額の算定基準について提言を受けた。

被災された方々の生活再建のため、下記のとおり和解し、早期に解決することとした。

記

令和5年9月29日から鋭意示談交渉を進めてきたところ、新たに2件の示談が成立した。

なお、和解については、被災された方々の生活再建のために特に緊急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下表のとおり専決処分を行ったところであり、次の県議会において報告し、承認を求める。

また、これまでの56件と合わせて、被害のあった58件全ての示談が成立した。

【補償概要】

専決処分日	令和6年11月1日
損害賠償の額	2,344,262円
和解件数	2件
主な損害	屋外設備交換 建物補修 工作物補修・交換 家財等交換 治療費等 など

【参考】

補償対象件数 58件（令和6年10月末時点）

示談成立件数累計 58件

※被害の申出があり、被害が確認された件数